

# 国と地方の協議の場に関する法律の概要

平成23年5月  
内閣府地域主権戦略室

## 概要

### ① 構成・運営

- ・ 議員  
国：内閣官房長官、特命担当大臣、総務大臣、財務大臣、内閣総理大臣が指定する国務大臣  
《議長・議長代行を内閣総理大臣が指定》  
地方：地方六団体代表（各1人）《副議長を互選》
- ・ 臨時の議員  
議員でない国務大臣、地方公共団体の長・議会の議長
- ・ 内閣総理大臣は、いつでも出席し発言可

### ② 協議の対象

- 次に掲げる事項のうち重要なもの
- ・ 国と地方公共団体との役割分担に関する事項
  - ・ 地方行政、地方財政、地方税制その他の地方自治に関する事項
  - ・ 経済財政政策、社会保障・教育・社会資本整備に関する政策その他の国の政策に関する事項のうち、地方自治に影響を及ぼすと考えられるもの

### ③ 招集等

- ・ 内閣総理大臣が招集（毎年度一定回数。臨時招集も可）
- ・ 議員は内閣総理大臣に対し招集を求めることが可

### ④ 分科会

分科会を開催し、特定の事項に関する調査・検討が可能

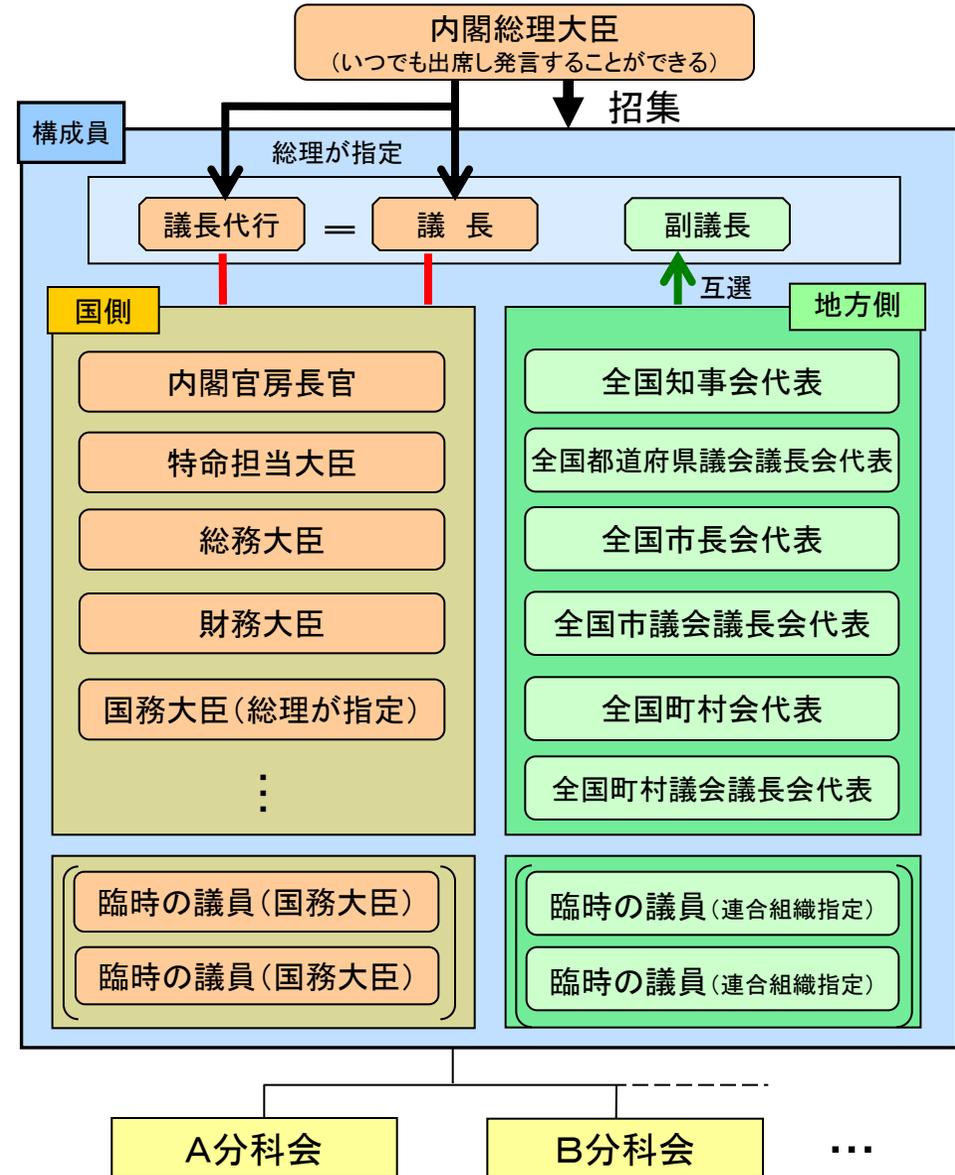
### ⑤ 国会への報告

議長は、協議の場の終了後遅滞なく、協議の概要を記載した報告書を作成し、国会に提出

### ⑥ 協議結果の尊重

協議が調った事項については、議員・臨時の議員は、協議結果を尊重しなければならない

## イメージ



※分科会については、協議の場に諮って定める